

自然災害の影響で 住宅ローンなどの 返済にお困りでは ありませんか？

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、
住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

(手続の流れは裏面をご参照ください)

(注) 債務整理の成立には、一定の要件を満たすことやローンの借入先（金融機関等）の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。

国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による
手続支援を無料で受けることができます。

(注) 弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士。なお、特定調停手続の利用に関する費用は、債務者ご自身に負担していただくことになります。

財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、
手元に残すことができます。

(注) 具体的には被災状況、生活状況などの個別事情によります。

破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、
個人信用情報として登録されないため、
その後の新たな借入れに影響が及ぼしません。

詳しくは、ローンの借入先にお問い合わせください。

また、借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室（☎0570-017109 または 03-5252-3772）*へお問い合わせいただくことも可能です。

*受付日：月～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く）受付時間：午前9時～午後5時



一般社団法人
全国銀行協会

(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会事務局)

金融庁
Financial Services Agency

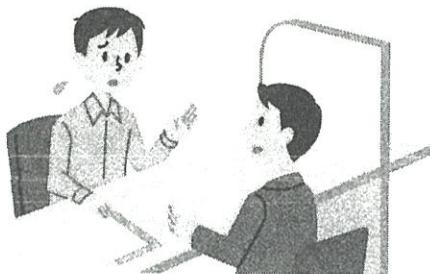
財務局
Local Finance Bureaus

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

手続の流れ

①手続着手の申出

最も多額のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます（受付窓口は当該金融機関へ確認してください）。金融機関から借入先、借入残高、年収、資産（預金など）の状況などをお聞きします。



（注）お手元に借入れの状況などの資料をご用意ください。なお、必要な事項をお聞きし終えた日をもって手続着手の申出日になります。

②専門家による手続支援を依頼

上記①の金融機関等から手続着手について同意が得られた後、地元弁護士会などを通じて、全国銀行協会に対し、「登録支援専門家」による手続支援を依頼します。

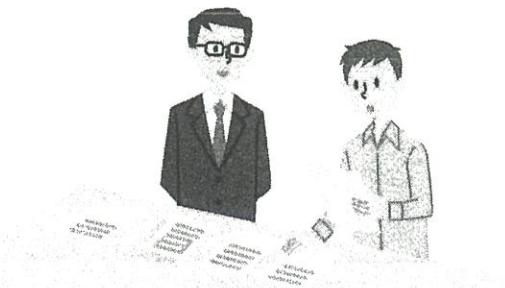
（注）「登録支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士ですが、弁護士以外は一部業務を実施できません。



③債務整理（開始）の申出

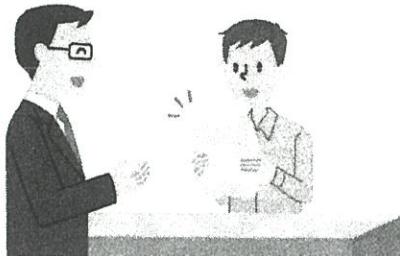
金融機関等に債務整理を申し出、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します（書類作成の際、「登録支援専門家」の支援を受けることができます）。

債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となります。



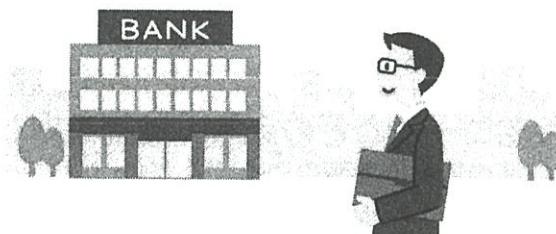
④「調停条項案」の作成

「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類（「調停条項案」）を作成します。



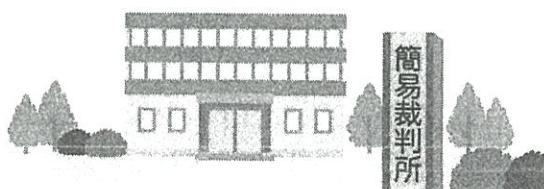
⑤「調停条項案」の提出・説明

「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します（金融機関等は1カ月以内に同意するか否か回答します）。



⑥特定調停の申立

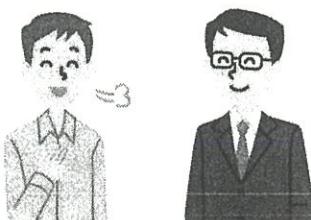
債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます（申立費用は債務者のご負担となります）。



（注）「登録支援専門家」は特定調停申立書類の作成等の支援はできますが、原則として、特定調停の場に出頭することはできず、債務者ご自身に出頭いただく必要があります。

⑦調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。



家はなくなつたけど、支援金は
とりあえず住宅ローンの支払いに…

被災ローン



減免制度

あります!

新しい生活を立て直すとき、震災前からの
ローンの支払いは重い負担です。

支援金などを使ってしまうと、新しいローン
の頭金づくりに苦労してしまったり、仮設を出
たあとの家賃が支払えなくなってしまうかもし
れません。

**被災ローン減免制度(自然災害債務
整理ガイドライン)**は、新しい生活を踏み
出すために生まれたしくみです。

震災前のローンを減らすことができます。

既にローンの返済を停止してもらっていたり、
返済の方法を変更した人でも利用できる場合が
あります。「とりあえず返済」ではなく、まずは
弁護士会にご相談ください。

※ご利用のためには、収入が一定金額以下である等
の条件があります。詳しくは、弁護士会にお気軽に
ご相談ください。

被災ローン減免制度 Q&A

Q この制度を使うのに弁護士(登録支援専門家)の費用はかかりますか?

いいえ。弁護士費用はかかりません。

Q この制度を使うと保証人に迷惑をかけるのでは?

いいえ。この制度を使う場合、原則として保証人にローンを請求しないことになっています。

Q この制度を使うと新しいローンを組めないので?

破産したときと違って、この制度ではいわゆるブラックリスト(信用情報)に登録されることはありません。ですので、この制度によって新しいローンが組めなくなるということはありません。

Q この制度はどういう制度ですか?

支援金・弔慰金に加えてこれとは別に預貯金を500万円まで手元に残し(原則)、ローンと抵当権を整理する制度です。原則として、500万円を超える部分と、土地の買上げ代金をローンの返済にあて、残ったローンを免除してもらうことができます。不動産を売却するかわりに、不動産の時価額を支払うことにより、不動産を手元に残すこともできます。ただし、利用できる方とそうでない方がいらっしゃいますので、まずは、弁護士会にお気軽にご相談ください。

例えば…

地震保険金の500万円や支援金の100万円を手元に残し、それ以外の財産をローンの返済にあてることで、残りのローンは免除され、支払わなくてよいこととなりました。

ご相談は…

弁護士会無料電話相談へ

0120-587-858 (10時~16時)

面談でのご相談も行っています。

熊本県弁護士会法律相談センター

096-325-0009

(事前にお電話でご予約ください。平日9時~17時)

まずは、お電話にて
お気軽にご相談ください。

制度の詳しい説明や、利用するかどうかについて、弁護士から無料で個別に相談を受けることができます。まずは、お気軽に弁護士会までお問い合わせください。